

加入者1名から制度導入

— 「企業型」の確定拠出年金をご存じですか? —

拠出限度額 (加入者一人あたり)
660,000 (年額) 円

事業主が
負担する掛金は
全額損金

企業型※の確定拠出年金制度は、
財形年金のように希望者加入の
制度として設計することができます。

有利な理由

- Point 1 掛金は全額**法人の経費**
(福利厚生費)
- Point 2 個人は受け取るまで**非課税**
(所得税法施行令第64条)
- Point 3 一時金の受け取りは、
退職所得として**分離課税**
(60歳で受給権を取得し、在職中も退職所得として受給
することが可能)

安心の理由

- Point 1 確定拠出年金の口座内の
資産は**個人に帰属**します。
- Point 2 みずほ信託銀行が年金資産を
分別管理します。
- Point 3 **投資信託**の他、銀行の
定期預金でも運用できます。
(預金はペイオフが適用、銀行あたり1千万円と利息相当を保証)

※企業型の実施に際しては、厚生年金の適用事業所であることが条件となります。制度の導入には厚生労働省への申請、承認が必要です。
企業型は運営管理手数料の他、所定の手数料が掛かります。新規の加入者は原則70歳未満であることが条件となります。

© 2021 SBI Benefit Systems Co., Ltd. All Rights Reserved. (2022.8)

確定拠出年金の税効果について

掛金拠出の
税効果

シミュレーションの仮定
年齢50歳 月額報酬1,000,000円の役員が66万円(年)を役員報酬で
上乗せした場合と確定拠出年金の掛金として拠出した場合

	役員報酬に上乗せ	確定拠出年金で拠出	
役員報酬(年)	1,266 万円	1,200 万円	確定拠出年金の口座に 66 万円の年金資産が 積み立てられます。 法人から個人へ所得の 移転となります。
確定拠出年金掛金(年)	0 円	660,000 円	
社会保険(健康保険料)※注 1	748,824 円	673,260 円	
所得税※注 2	1,409,300 円	1,272,200 円	役員報酬で受け取る 場合と比べ、27 万円 以上の税効果、 社会保険料効果が 期待できます。
住民税(10%)	881,700 円	823,300 円	
税効果	—	▲ 271,064 円	

※注 1 東京の協会健保の料率を使用 ※注 2 所得税率には復興特別所得税を含む ※2022 年 4 月現在の法令等に基づいて算出しています。
本資料(サービス)は、現時点での確定拠出年金に関する法令諸規則、および実務の解釈、税法、社会保険を基に作成しておりますが、
全てを網羅するものではなく、あくまでも仕組みの概要を述べたものととどまり、内容の正確性・完全性を保証するものではありません。

下記に必要事項をご記入頂き、F A Xで詳細な資料を申込みください

FAX 番号079-263-7915

送付先SBIベネフィット・システムズ – 営業企画部

貴社名		担当者	
ご住所	〒		
電話番号		E-mail	
SBIベネフィット・システムズ業務提携先 Kanbei Financial Agency 株式会社 〒671-1103 兵庫県姫路市広畑区西夢前台7-76 担当者：			